

生徒の皆さんへ

交通安全指導担当

自転車での通行方法（右折・直進等）について

このことについて、次のことが道路交通法で決められています。通学も含めて、自転車に乗るときは、必ず守りましょう。

※「警視庁交通安全自転車の交通ルール」から抜粋

(<https://www.keishicho.metro.tokyo.jp/kotsu/jikoboshi/bicycle/menu/rule.html>)

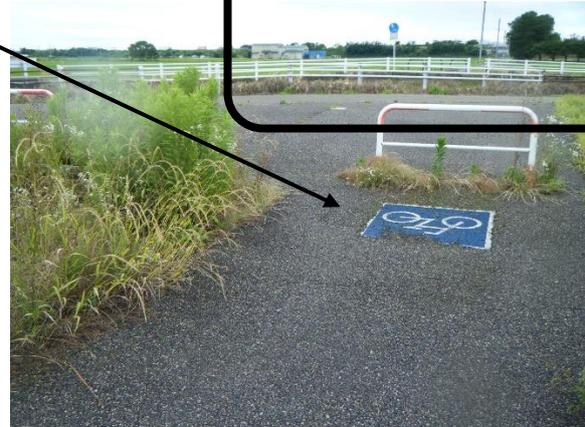
1 一時停止の標識等がある交差点の場合

- (1) 道路交通法上、自転車は軽車両と位置づけられています。したがって、他の車両と同様に道路標識、標示のあるところでは、その効力にしたがう義務があります。
- (2) 一時停止標識のある交差点では、停止線の直前で一旦停止し、左右の安全を確認した後に発進しなければなりません。
- (3) 停止線がないときは交差点の直前、また、標識はなくても見通しの悪い交差点では、一旦停止し、左右の安全を確認してから進行します。

2 一時停止の標識等がない交差点の場合

次の場所は、一時停止の標識や道路上の標示はありません。しかし、道路に進行する手前で、柵が置かれています。このような状態のときは、飛び出しや一時不停止による交通事故を防ぐために、自転車を運転する人は必ず一時停止をして左右の安全を確認してから、ゆっくり道路に進行してください。

停止線がないときは、柵の手前または交差点の直前で一旦停止して、左右の安全を確認してから進行する。



このように道路や自転車道の周辺に背の高い雑草や樹木等があるときは、自動車を運転している人からも、自転車に乗っている人からも、お互いが見えないことがあります。このような交差点やT字路などでは、絶対に飛び出してはいけません。必ず一時停止をして左右の安全を確認してから、ゆっくり道路を進行してください。



3 燕市立燕北中学校自転車通学規程（抜粋）

本校では、次のとおり自転車通学のきまりを定めています。これまでも、蛇行運転（ふらふらと運転すること）や並進（2列以上になって運転すること）などで注意をしてきました。

しっかりきまりを守って安全に通学してください。

第2条 自転車通学

- 4 許可条件や交通ルールに違反した場合は、学校で指導し、保護者に連絡する。違反が繰り返される場合には、自転車通学を停止または取り消しとする。
- 5 整備不良の自転車を使用しているときは、整備が完了するまで自転車通学を停止する。
- 6 街頭指導や安全指導、または登下校時において違反行為があった場合は、見付けた職員が対象生徒をその場で指導する。その後、交通安全担当者及び学級担任に連絡する。学級担任は、対象生徒を指導し、必要に応じて家庭に連絡する。
- 7 自転車通学許可の条件に違反した者は、以下のように自転車通学を停止する。学級担任は、保護者に連絡する。

No.	違反項目	停止期間
①	整備不良自転車	不良箇所を直すまで
②	並走	違反日から1週間
③	一時不停止	

④	信号無視		
⑤	傘差し運転		
⑥	無灯火運転		
⑦	ハンドルの上下の改造		
⑧	色や形の変更		
⑨	立ちのりステップ取付		
⑩	荷台の跳ね上げ		
⑪	ヘルメットの無着用		
⑫	ヘルメットの整備不良		
⑬	ヘルメットの顎紐の締め方		
⑭	ながら運転（イヤホン、本読み）		
⑮	二人乗り（二人とも違反の対象）		双方とも自転車通学許可の停止（無期限）
⑯	①～⑮の2回目の違反		2週間の停止
⑰	①～⑮の3回目の違反		自転車通学許可の停止（無期限）

4 その他

- (1) 通学路の横に用水路や田んぼがあるときは、落ちないように十分に気を付けてください。用水路の水が少なく見えても、前後左右を確認した上で、危険のないように自転車を運転してください。
- (2) 裏面の「自転車の正しい乗り方」（警視庁ホームページ）をよく読み、「自転車安全5則」を守りましょう。